

## 質問回答書

2020年6月19日

「(案件名)全世界 2020 年度案件別外部事後評価 I-1 (QCBS)」

(公示日:2020年6月10日/公示番号:20a00157)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.13 3.実施方針及び留意事項 (1)調査・分析の実施基準	毎年3月頃に開催される事後評価説明会にて外部事後評価レファレンスが配布されているものの、2020年度はコロナウィルスの影響により同説明会は開催されておらず、同レファレンスも配布されていません。近日中に配布していただけますでしょうか。配布できない場合、プロポーザル作成の際に考慮すべき点があれば、ご教示ください。	新型コロナウイルスの影響等により、例年のような説明会は開催できませんでしたが、外部事後評価レファレンスについては、夏頃に改訂し2020年度版として配布、また同時に説明会を開催予定です。ただし、基本的な考え方は大きく変わらない予定です。配布資料の「プロポーザル作成に係る資料について」に記載の「JICA 事業ハンドブック ( <a href="https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html">https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html</a> )」の末尾に2019年度版レファレンスが含まれていますので、そちらをご確認ください。
2	P19 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (2)業務の実施方針等  p.21 5.見積書作成にかかる留意事項	業務実施の基本方針では、渡航延期となる場合の提案が期待されています。渡航延期に関する提案にて、追加費用が発生する場合には、別見積りの作成を求める業務があります(「バングラデシュ国南部チッタゴン地域開発事業準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS)」)。本業務でも同様に渡航延期時の追加費用について別見積りの作成は必要でしょうか。	業務実施の基本方針にある渡航延期の場合の追加費用については、別見積もりにて計上して下さい。

3	p.21 5.見積書作成にかかる留意事項	左記には特殊備人費として定額 2,900 千円を見積書へ計上するとの記載があります。他方、コロナウィルスにより業務従事者が渡航できず、遠隔での評価実施となる場合、特殊備人費が 2,900 千円を超える可能性があります。現時点で別見積りを作成することが困難な場合、業務開始後、特殊備人費の増額が必要となった時点で契約変更を行い、増額に対応するという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおり、机上評価となった場合には、業務の方針を見直し、それに伴い金額も含めた契約変更にて対応いたします。
4	p.21 5.見積書作成にかかる留意事項	左記には特殊備人費として定額 2,900 千円を見積書へ計上するとの記載があります。他方、コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 方式対応版)p.12 には「特殊備人費は労務費を対象としているため、特殊備人にかかる日当・宿泊料や出張交通費等については「(5) 旅費・交通費」で計上します。」との記載があります。上記 2,900 千円には特殊備人に係る日当・宿泊料や出張交通費等は含まれていないという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおり、日当・宿泊料、出張に係る交通費は含まれていません。
5	p.21 5.見積書作成にかかる留意事項	道路案件にて想定されている交通量調査の実施に必要な備人の費用は、特殊備人費の定額 2,900 千円に含まれていますか。また、3 日間の同調査を行うための人員は、1 名×3 日間又は複数名×3 日間のどちらを想定していますか。	左記の業務については、業務従事者の現地 M/M としてはあくまで3人日という想定ですが、これまでの調査では最低 11 日以上かけて実施しており、実際には、現地調査補助員やデータ補助員等を活用し、複数名×複数日で実施していただくことを想定しております。なお、定額計上のうち現地調査補助員の雇用経費は含みますが、データ補助員は含みません。

以上